

国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知) に関する質問の回答

8 月 20 日受理させて頂きました質問の回答を、ご報告申し上げます。

質問内容

当県選手のセールに、幾つかのロゴが入っています。

このロゴ(マーク)は、“製造業者とセールメーカーのマーク”として貼ったまま出場しても良いのでしょうか？ (写真を添付)

適用する規則

“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク” 及び、
“公益財団法人日本体育協会 国民体育大会企業協賛に関するガイドライン”

指摘箇所

5 箇所 (#1,#2,#3,#4,#5)

説明

- (1) 別図で指摘の箇所 (#2 から、#4 まで) が、ISAF 広告規定 20.7 記載の“製造業者とセールメーカーのマーク”であるとして、以下の条件となります。

許される範囲、

150mmx150mm の正方形内に収まるマーク 1 個。スピネーカーを除き、マークのどの部分も ~~300~~ 500 mm(9/19 訂正)または、フットの長さの 15%のいずれか大きい方を超えてタックの点から離して付けてはならない。

また各側に 1 個のみのが認められます。

提出の写真からは、#1,#2,#3,#4,#5 のマークは、いずれも寸法的に合致しないと判断されます。

“製造業者とセールメーカーのマーク”とは判断できません。

従ってこれらのマークは、**競技者広告**となりますので、ご了解下さい。

- (2) 別紙“国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知)”のとおり

国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン (平成 22 年 12 月 16 日制定) に基づき、**競技者の広告は認められません。**

なお、ISAF 広告規定は、下記のアドレスから入手出来ます。

<http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-reg>

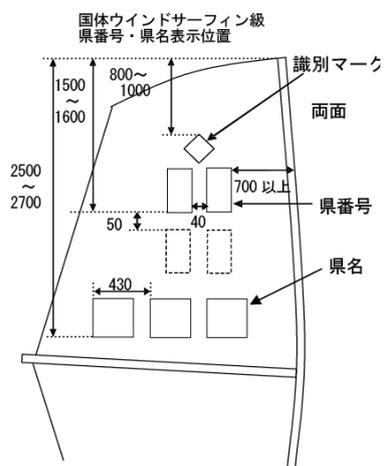
http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20_2012.pdf (邦訳つき)

注意

レース公示(17) 県名、県番号及び識別マークの表示位置

に付きましては、大会計測時での位置確認となり、

ご提示頂きました写真では判定できませんのでご了解ください。



以上、

No. _____

平成 26 年 8 月 24 日

